



栃木県公報

令和6(2024)年
1月12日(金)
号外
第1号

目次

教育委員会

○会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正…………… 1

教育委員会

栃木県教育委員会規則第1号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月12日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>（期末手当及び勤勉手当を支給しない第1号職員）</u> 第9条 略</p> <p><u>（第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額）</u> 第10条 第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第1号職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間（給与条例第20条第2項に規定する在職期間をいう。第24条において同じ。）は、条例の適用を受ける第1号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p><u>（期末手当及び勤勉手当を支給しない第2号職員）</u> 第23条 略</p> <p><u>（第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額）</u> 第24条 第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第2号職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける第2号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p>（支給方法）</p> | <p><u>（期末手当を支給しない第1号職員）</u> 第9条 略</p> <p><u>（第1号職員の期末手当の額）</u> 第10条 第1号職員の期末手当の額の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第1号職員の期末手当に係る在職期間（給与条例第20条第2項に規定する在職期間をいう。第24条において同じ。）は、条例の適用を受ける第1号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p><u>（期末手当を支給しない第2号職員）</u> 第23条 略</p> <p><u>（第2号職員の期末手当の額）</u> 第24条 第2号職員の期末手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第2号職員の期末手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける第2号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p>（支給方法）</p> |

第27条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用学校職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の15日（その日が職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第1条の2各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日）とするものとする。

第27条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用学校職員の給与（期末手当_____を除く。）及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の15日（その日が職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第1条の2各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日）とするものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)